

ポイント解説 中国労務管理

第24回

今回の執筆者
陳軼凡
高嵩・周暘

—事例(11)

労働報酬の立証責任について

【事例内容】

張氏は2005年7月にM、N両社(関連企業)に入社し、財務と販売を担当してきた。両社は2007年3月、張氏を総経理に任命、張氏の労働報酬は「毎月の固定賃金として3,000元と年末賞与(配当金を差し引いたもの)により構成される」と雇用契約書上に明記した。契約期間は2008年2月29日までで、異議がない場合、契約が満期になると自動的に更新することで合意した。

張氏は、総経理に就任してから2007年11月30日までに58万9,389元の利益を計上した。しかし会社側は、張氏が会社の財務規定に違反し、会社の金銭を横領したほか無断で使用したことにより会社に影響を及ぼしたことを理由に、突然解雇通知を出した。会社は、社印を返還するように要求。解雇したので賞与を支払う必要はないと考えたが、張氏は、上記両社に年末賞与28万1,633元を支払うよう仲裁に申し立て、その後、仲裁の判決を不服とし起訴した。

裁判所は某会計士事務所に被告(上記の両社)の2007年3月1日～11月30日までの純利益に対する監査評定を委託したが、この期間の利益を確定できなかった。同会計士事務所の監査報告によると、会社には「裏帳簿」と「表帳簿」の2つの帳簿がある可能性があり、張氏が提出し

た会計資料だけでは両社の同期間の純利益を確定することはできないとした。

裁判所は、「張氏が主張した年末賞与はその労働報酬の一部であり、両社は張氏との契約書上にある経営指標の実現状況によって支払うべきだ。ただ、両社には裏帳簿と表帳簿の2つの帳簿がある可能性があるため、張氏の総経理在任期間の業績を客観的に計上できず、年末賞与も計算することができない。なお、総経理である張氏は両社の経営状況を如実に記載する責任を負うことから、両社に対し、裏帳簿と表帳簿の2つの帳簿がある可能性による法律上の結果を引き受けなければならない」とし、両社は張氏に賃金や経済賠償金など計9,000元余りを支払わなければならない

いが、張氏が両社に年末賞与を支払わせる訴訟請求は支持しないとの判決を下した。

【弁護士コメント】

本案について、張氏が要求した両社に年末賞与を支払わせるという訴訟請求を裁判所が支持しなかった理由は、張氏が勤めた両社に「裏帳簿」と「表帳簿」の2つの帳簿がある可能性があったからである。実際、可能性に基づく判決で人を納得させることは難しいため、裁判所がその判決を下した根本的な理由は、張氏が支払われるべき年末賞与の金額を証明できないことだと思われる。通常、従業員の報酬などについては雇用側が証明責任を負うべきであるが、総経理である張氏が会社に経営責任を持つことから、その経営業績と年末賞与を正しく計算できない場合、それによる不利な結果を張氏が引き受けるのは道理にかなっている。なお、張氏が会社に賃金と法定的な賠償金を支払わせる権利を持つことは当然のことである。

労働報酬に関わる案件では、証拠の存在が非常に重要となる。仲裁委員または裁判官が起草した裁決書または判決書では、その事件に関する金額を角、分まで正確に計算するため、証拠不十分の場合、主張した当事者は敗訴となる可能性が高い。

潤明法律事務所中国律師 (陳軼凡、高嵩、周暘)



潤明法律事務所は日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供できる。主な業務分野は、外商直接投資、M&A、涉外訴訟・仲裁、知的財産権、銀行・ファイナンス、資本運営、航空機リース・設備リース、インフラ、労働法・労務管理、税法など

北京本部住所：北京市朝陽区建国門外大街甲12号新華保險大廈1806室

TEL：010-6569-3511；FAX：010-6569-3512/3513

WEB：www.runminglaw.com Email：jp@runminglaw.com

上海支所住所：上海市盧湾区淮海中路333号瑞安広場1907室

TEL：021-6385-8855；FAX：021-6385-5150